

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率 = 公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な通告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
 - ・不足額を振り替えるため、繰越年限が計画期間内である地方債(再生振替特別債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

実質赤字比率	都道府県: 3.75% 市町村: 11.25% ~ 15%
連結実質赤字比率	都道府県: 8.75% 市町村: 16.25% ~ 20%
実質公債費比率	25%
将来負担比率	都道府県・政令市: 400% 市町村: 350%

資金不足比率
(公営企業ごと)

20%*

経営健全化基準

財政再生基準

都道府県	5%
市町村	20%
都道府県	15%
市町村	30%
	35%

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準
 都道府県は25%→25%→20%
 市町村は40%→40%→35%
 を設けている。

指標の公表は平成19年度決算から、

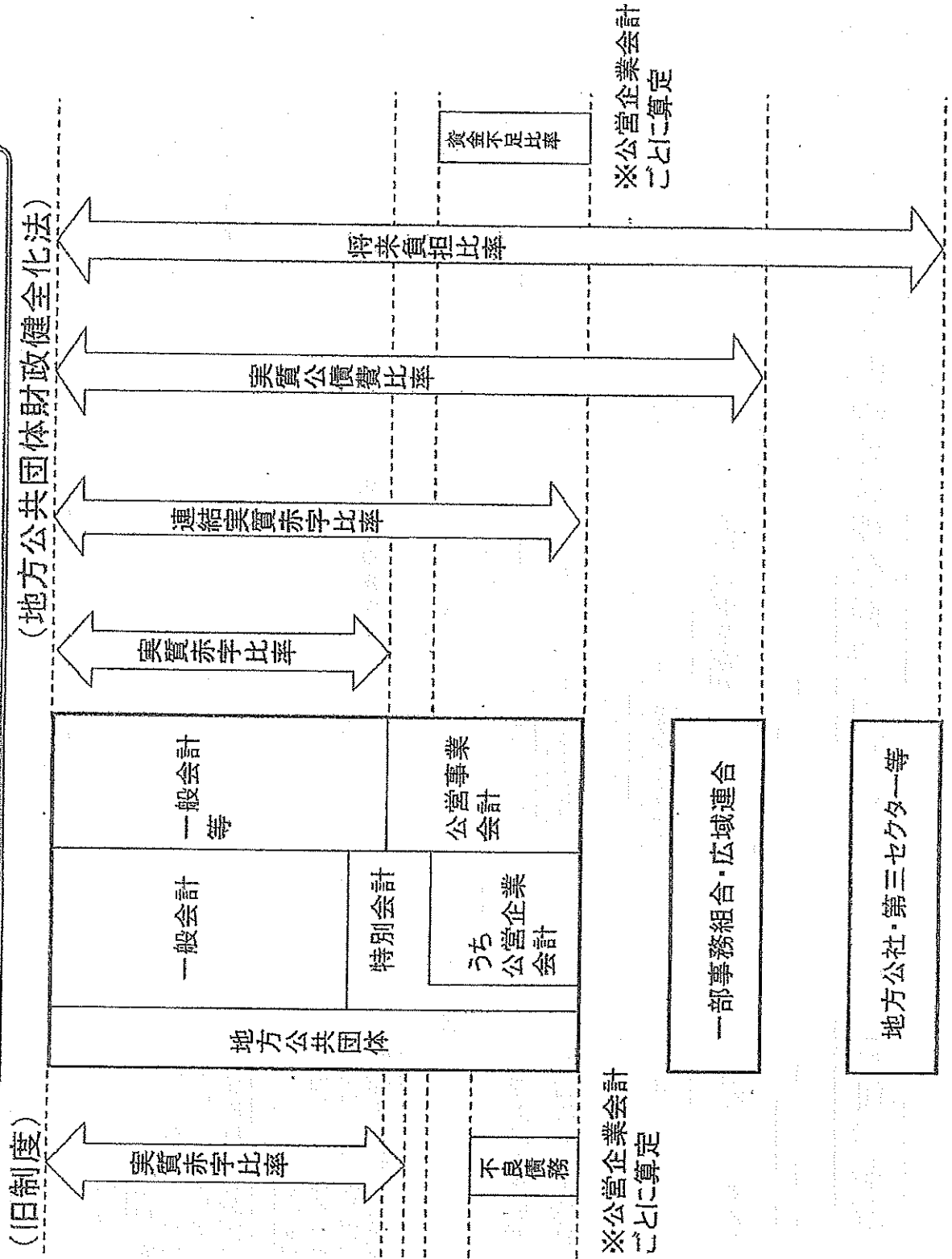
財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

* 公営競技を行う法適用企業にあつては0%

(財政悪化)

(健全財政)

健全化判断比率等の対象について



II 健全化判断比率について

1 実質赤字比率

実質赤字比率	=	一般会計等の実質赤字額	=	0.00%
		標準財政規模		

【早期健全化基準:12.95%】

【財政再生基準:20.00%】

・一般会計等の実質赤字額:一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率	=	連結実質赤字額	=	0.00%
		標準財政規模		

【早期健全化基準:17.95%】

【財政再生基準:40.00%】

・連結実質赤字額:イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

3 実質公債費比率

実質公債費比率 (3か年平均)	=	(地方債の元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	=	14.0%
		標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)		

【早期健全化基準:25.0%】

【財政再生基準:35.0%】

・準元利償還金:イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額一(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模一(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} = 6.9\%$$

【早期健全化基準:350.0%】

・将来負担額:イから子までの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

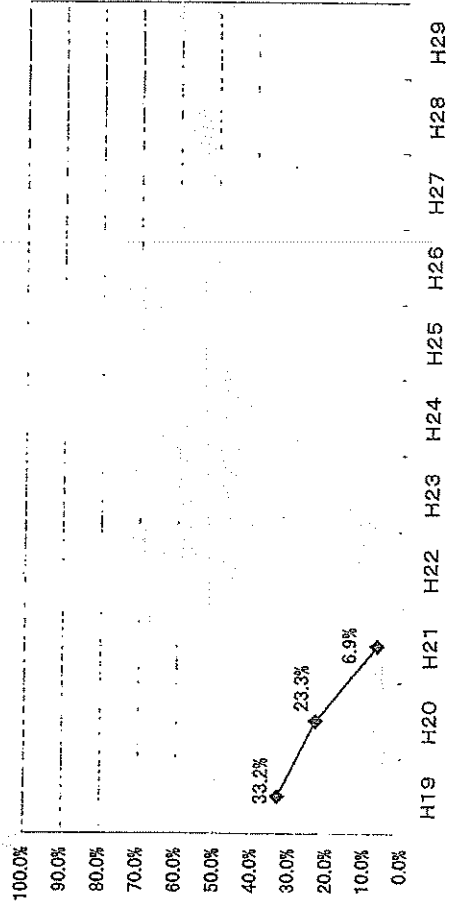
ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額:イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

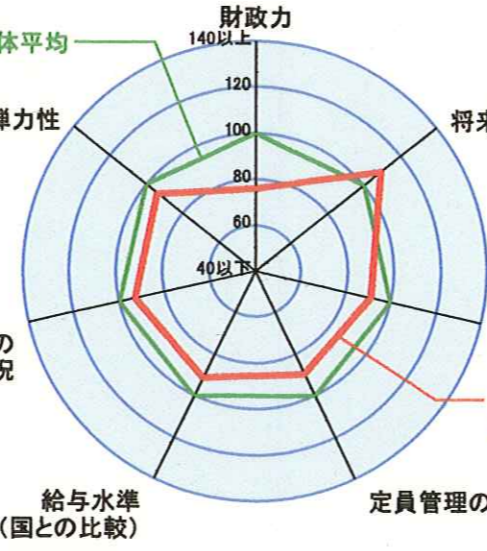
※(参考資料)

将来負担比率の推移



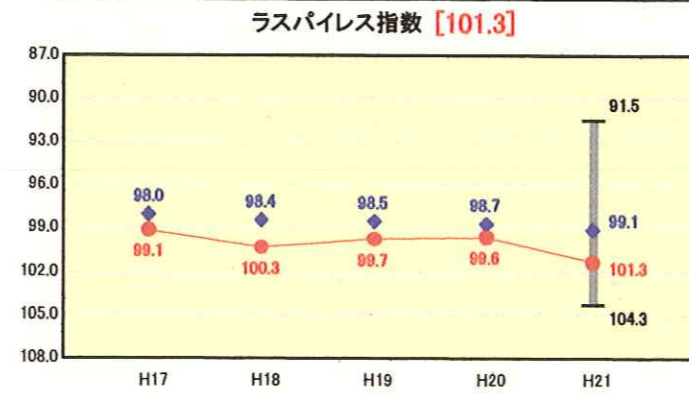
市町村財政比較分析表(平成21年度普通会計決算)

人面標準	51,027	人(H22.3.31現在)
積	54.52	km ²
歳入総額	12,970,290	千円
歳出総額	26,575,611	千円
実質収支	25,939,433	千円
	479,558	千円



※類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。
 ※平成21年度中に市町村合併した団体で、合併前の団体ごとの決算に基づく実質公債費比率及び将来負担比率を算出していない団体については、グラフを表記せず、レーダーチャートを破線としている。
 ※充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については、将来負担比率のグラフを表記せず、レーダーチャートを破線としている。
 ※類似団体平均値は、充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体を含めた加重平均であるため、最小値を下回ることがある。

給与水準 (国との比較)

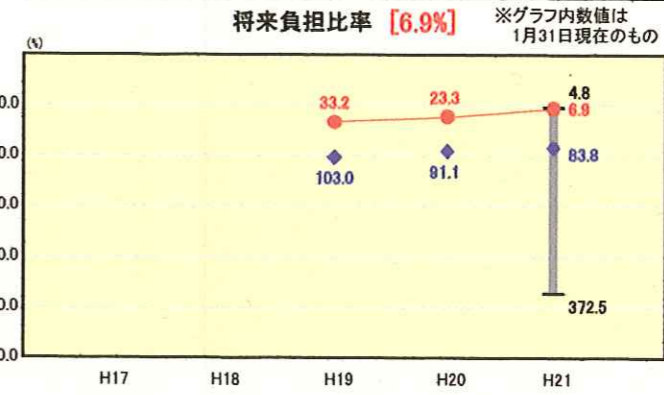


実質公債費比率
 ・失業対策事業、改良住宅建設事業、同和対策事業、過疎対策事業など旧産炭・過疎地域特有の多くの投資的事業の実施に伴う地方債の元利償還金が多額であるため、類似団体平均と比較して4.1%上回っている。そのため、第4次行政改革実施計画の推進により投資的事業の大幅な縮減や見直しを行うなど、公債費負担の軽減に努めていく。

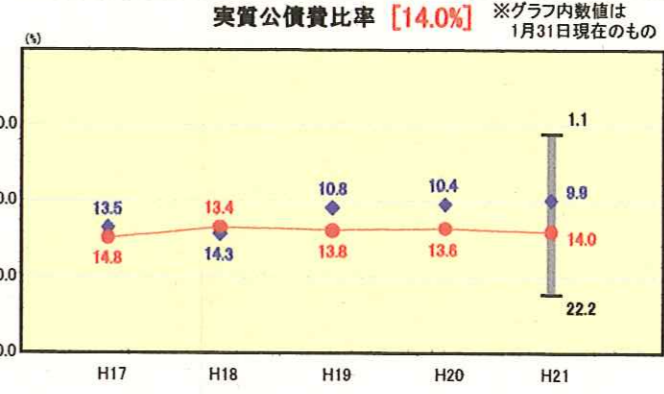
将来負担比率
 ・類似団体平均と比較して76.9%下回っている。地方債残高は類似団体と比較して多額であるものの、特定農業施設の維持管理のための特定目的基金が多額であることが大きな要因である。

ラスパイルズ指数
 ・類似団体平均と比較して2.2上回っている。主な要因としては、本市は国と比較して職員の平均年齢が高く、また、採用も隔年少数により職員構成の変動が少ないことが挙げられる。諸手当を含めた給与水準は、対前年比で国が0.9%の増であるのに対して、田川市は△0.4%となっている。(H22.4.1現在)

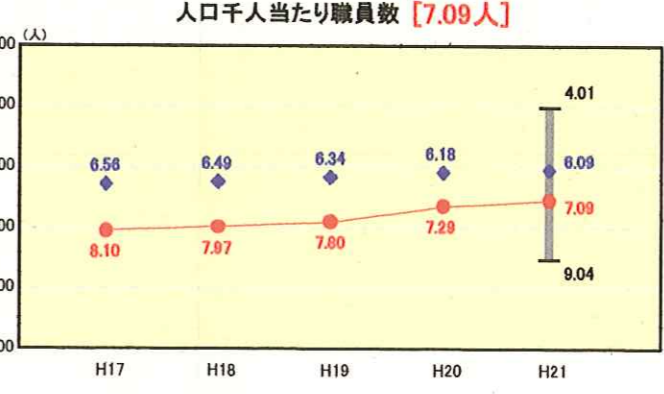
将来負担の状況



公債費負担の状況



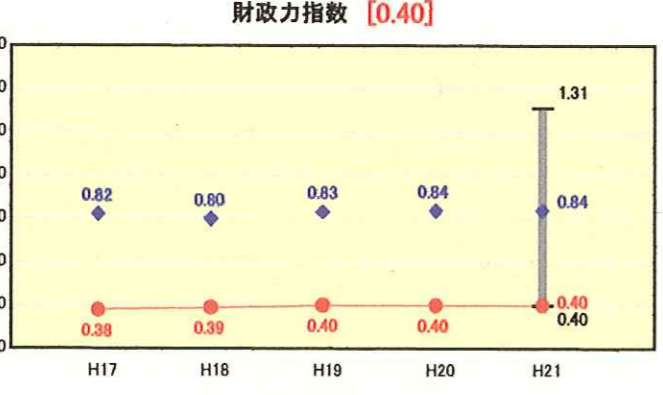
定員管理の状況



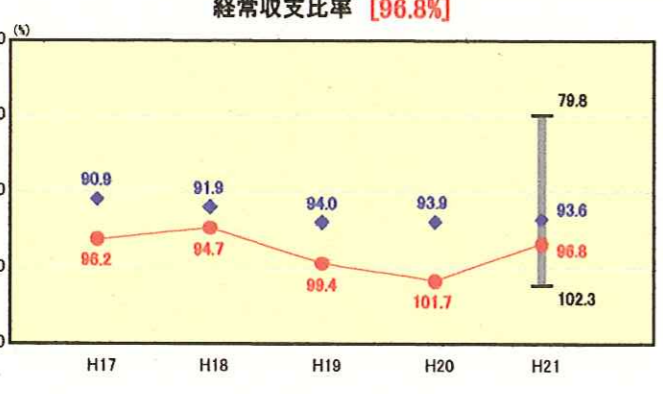
人口千人当たり職員数
 ・集中改革プランに対応した第3次定員適正化計画(H17.4.1からH22.4.1まで)に取り組み、当初の目標であった81人を9名上回り、90人の削減を行った(H17.4.1 452人→H22.4.1 362人)。本市の財政事情から、集中改革プラン(削減率4.6%)を上回る高い削減率(19.9%)となっている。

人口1人当たり人件費、物件費等決算額
 ・類似団体平均と比較して約9千円上回っているが、主な要因としては人件費である。これは、失業対策事業、改良住宅建設事業などの旧産炭地特有の投資的事業に従事する職員を配置しているためであり、またごみ収集業務や保育所・市民会館などの施設運営を直営で行っているためである。今後は、投資的事業に関しては大幅な見直しや抑制により人員削減を行い、施設運営に関しては民間でも実施可能な部分について指定管理者制度の導入などによる委託化を推進し、コスト削減を図っていく。

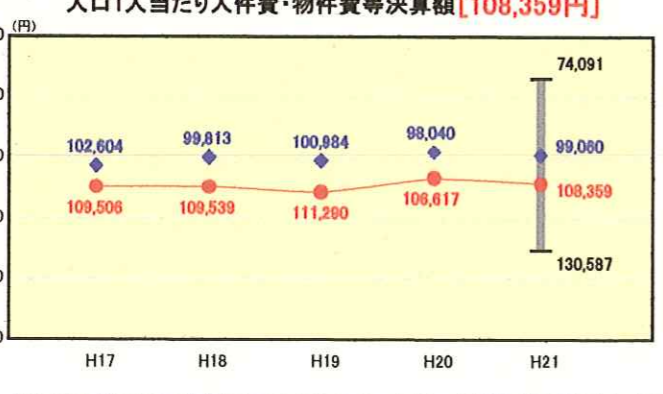
財政力



財政構造の弾力性



人件費・物件費等の状況



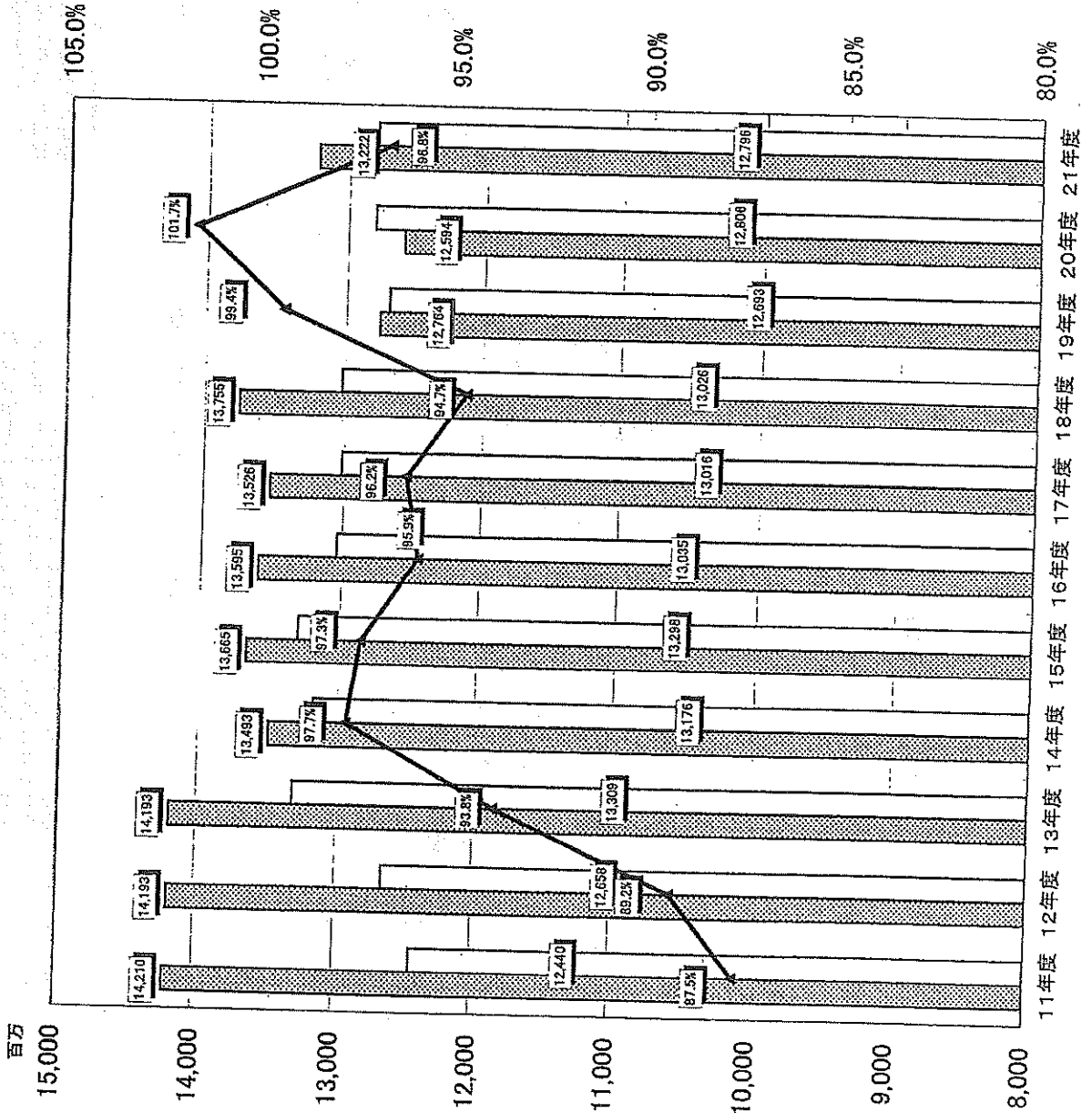
※人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

分析欄

財政力指数
 ・本市は旧産炭・過疎地域であるため、人口の減少や少子高齢化の進展が著しく、基幹産業がないこと等から、財政基盤が極めて弱く、類似団体中最も低い財政力指数となっている。現在、本市第4次行政改革実施計画に基づき、人件費の削減や事務事業の見直しなど徹底した歳入の抑制を図る一方、地方税等の徴収強化や使用料・手数料の見直しなど歳入の確保に努めており、また企業誘致や地場産業育成などの地域浮揚策にも積極的に取り組んでいるところである。

経常収支比率
 ・過去の大型投資的事業の実施による地方債の元利償還で公債費が多額であり、高齢者や生活保護受給者が多いため福祉関係経費が高い水準であることから、前年度に比べ4.9%低くなったものの、未だ類似団体平均を3.2%上回っている。現在、定員適正化計画による人件費の縮減、生活保護受給者の自立支援強化による扶助費の抑制など経常経費の削減に努めている。

経常収支比率



経常収支比率

人件費や扶助費、公債費などの毎年支出する経費(固定費)に、地方税や地方交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源をどれだけ充てているかを示す指標で、数値が小さければ小さいほど財政的に弾力性があることになる。

一般的に、市では75%、町村では70%程度が妥当であると考えられていたが、近年は、景気低迷の影響などにより、全国的に悪化傾向にあり、20年度の全国市町村平均では91.8%となっている。

現状

好転しつつあった経常収支比率は、11年度を境に、再び悪化に転じ、ここ数年は90%台を推移し、20年度はついに100%を超える事態となったが、21年度には若干の改善が図られた。

これは、行財政改革や歳入確保による効果が現れ始めているところであるが、最も大きな要因としては、依存財源である地方交付税及び臨時財政対策債が増加し、さらに国の経済対策による臨時交付金を本来一般財源で行うべき事業に充当したことにより一時的に改善が図られたものである。

今後とも社会福祉関係経費などの経常経費の増加は続く見込みであり、今後予想される国の財政引き締めによっては、またすぐに悪化に転じ、経常収支比率の高止まりが続くことが予想される。

今後の見通し

今後とも人口減少や地域経済の低迷など負の要因により経常的な収入が減ることが予想される一方で、地方債の元利償還がピーク期を過ぎ、減少傾向にあるものの、少子高齢化の進行による扶助費の増などで経常的経費の増大が見込まれることから、更なる経常収支比率の悪化が想定される。

そのため、地方税の徴収強化による経常的収入の確保、事務事業の見直しによる人件費の削減や公債費負担適正化による公債費のさらなる縮減など経常的経費の抑制に努めなくてはならない。

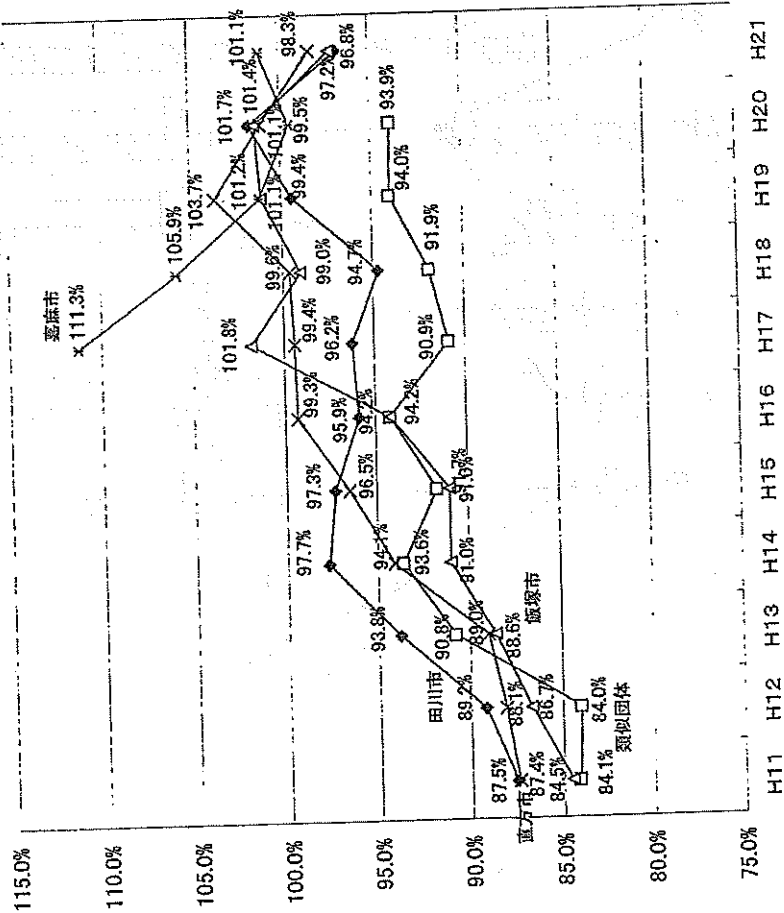
■ 経常一般財源総額

□ 経常経費充当一般財源

— 経常収支比率

※(参考資料)

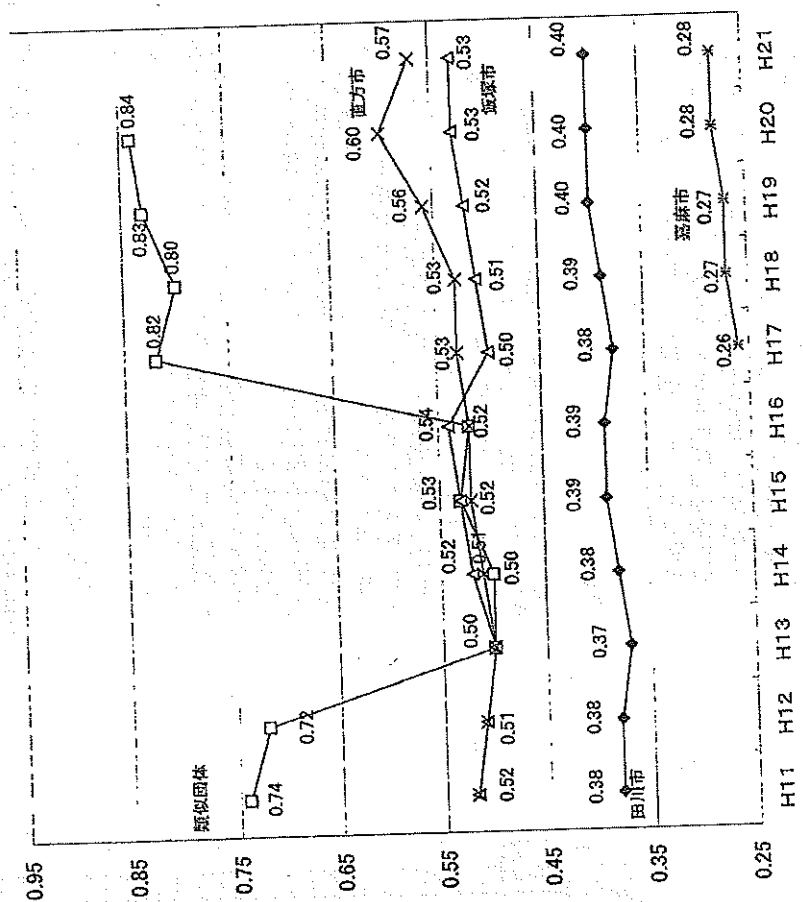
経常収支比率の推移



経常的に収入される一般財源収入が経常的経費にどれだけ充当されたかを示す指標。財政標準の弾力性を表わす指標で、数値が大きいほど硬化が進んでいる。近年、財政悪化を反映して硬化が進んでおり、県内平均では、都市・町村ともに90%前後を推移しており、経常的収入の確保、経常的経費の抑制により一層努めなければならぬ。

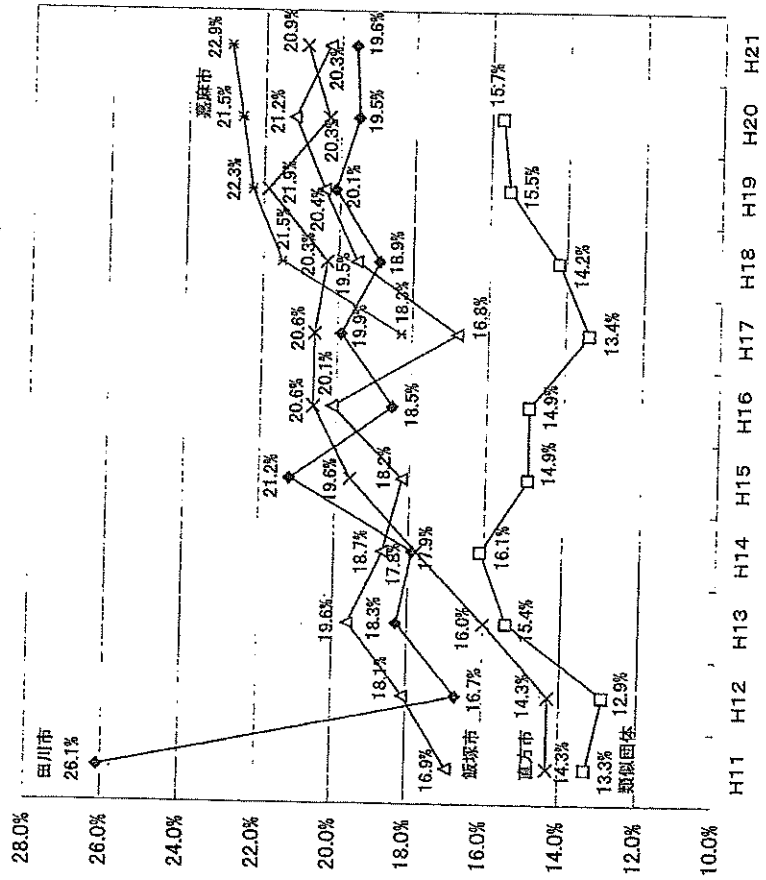
- ※ 田川市の類似団体の分類がⅠ-5(16年度まで)からⅡ-3(17年度)へ変更となった。
- ※ 飯塚市は、平成18年3月26日に1市4町(飯塚市・穂波町・敦穂町・庄内町・頼田町)が合併し、誕生した。
- ※ 嘉麻市は、平成18年3月27日に1市3町(山田市・稲築町・碓井町・嘉穂町)が合併し、誕生した。

財政力指数の推移



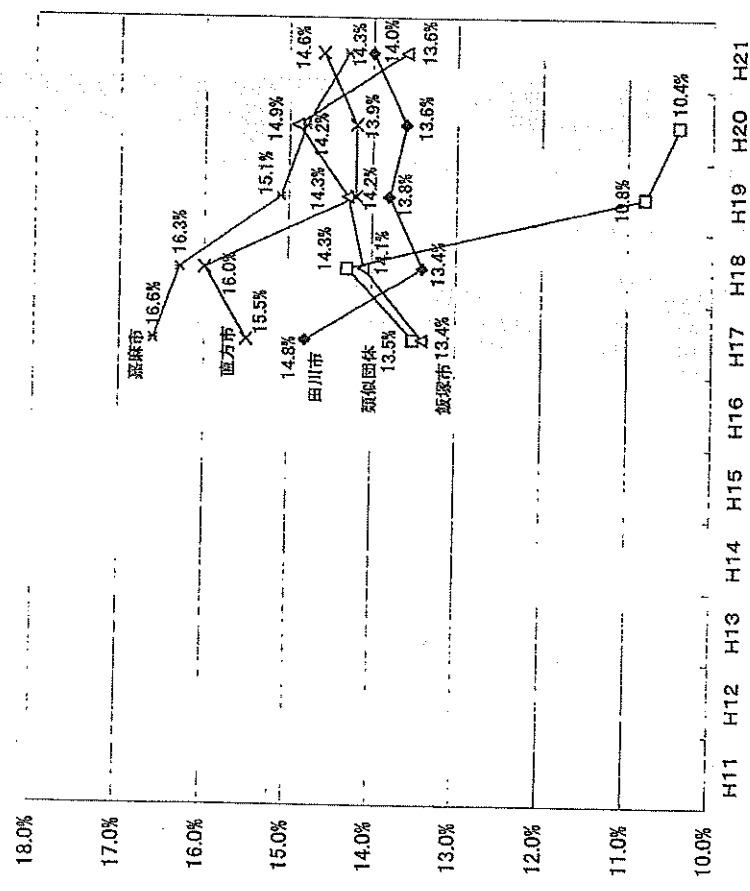
標準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。数値が1を超えると普通交付税の不交付団体となる。数値が1に近いほど留保財源が多くなり、財源的に余裕があるといえる。公共事業に係る経費について国の負担割合の引き上げ適用団体を定める基準に用いるなど、国が各種財政援助措置を行う場合の判断指標になっている。

公債費負担比率の推移



公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合。この比率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示しており、一般的に、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。平成11年度をピークに、以後低下しているが、依然として警戒ラインを脱しきれていない。公債費負担比率を下げるには、地方債残高を減少させるしかなく、計画的に減債基金(地方債の償還を目的とした基金)の積み立てや既発債の繰上償還、地方債の借入抑制など長期的視点で問題を解決していく必要がある。

実質公債費比率の推移



平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すもの。従来の「起債制限比率」に反映されていない公債費(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。18%以上の団体 ……引き続き地方債の発行に国の許可が必要 25%以上の団体 ……一般事業等の起債が制限

※平成21年4月1日施行の財政健全化法に基づき健全化判断比率の1つとされた。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算：A	平成21年度 決算：B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算：A	平成21年度 決算：B	差引 B-A
実質赤字比率	2.91%	3.69%	0.78%	△ 12.95%	△ 20.00%	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	7.74%	7.15%	△ 0.59%	△ 17.95%	△ 40.00%	病院事業会計	△ 3.0%	△ 4.2%	△ 1.2%
実質公債費比率	13.6%	14.0%	0.4%	25.0%	35.0%				
将来負担比率	23.3%	6.9%	△ 16.4%	350.0%					
財政力指数	0.4	0.4	0						
経常収支比率	101.7%	98.8%	△ 4.9%						

- (注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。

市町村の類型

○大都市（1類型）

○中核市（1類型）

○都市

北九州市

福岡市

久留米市

産業構造	II次、III次 9.5%以上		II次 5.5%未満		計
	III次 6.5%以上	II次 6.5%未満	III次 5.5%以上	II次 5.5%未満	
人口	3	2	1	0	
50,000人未満	中間市		筑後市 大川市 豊前市 宮若市 嘉穂市	うきは市 みやま市	8
50,000人～100,000人	II		柳川市 行橋市 小郡市 糸織市 福津市 朝倉市 糸島市	八女市	14
100,000人～150,000人	III		直方市 田川市 筑紫野市 大野城市 太宰府市 古賀市		3
150,000人以上	IV		大牟田市 飯塚市 春日市		0
計	10	0	12	3	25

○町村

産業構造	II次、III次8.0%以上		II次 5.5%未満		計
	III次 5.5%以上	II次 5.5%未満	III次 5.5%以上	II次 5.5%未満	
人口	2	1	0	0	
5,000人未満	I	赤村	東峰村		2
5,000人～10,000人	II	久山町 大任町 吉盛町	小竹町 上毛町		5
10,000人～15,000人	III	桂川町 香春町 糸田町	大木町 添田町		5
15,000人～20,000人	IV	栗原町 鞍手町	遠賀町 大刀洗町		4
20,000人以上	V	孤頭川町 福栗町 猪苗町 船越町 岡垣町 広川町 福智町	宇美町 志免町 新宮町 水巻町 筑前町 川崎町 埴田町		16
計	30	2	0	0	32

※人口及び産業構造は平成17年国勢調査に基づいた。なお、産業構造の比率は、分母を就業人口総数（分母不純の産業を含む。）とし、分子のII次、III次の就業人口には分母不純の産業を含めず算出している。

福岡県内財政力指数調べ

(市のみ)

自治体名	市町村類型	財政力指数		備考
		19年度	20年度	
福岡市	政令指定都市	0.83	0.84	0.85
大野城市	II-3	0.77	0.80	0.81
筑紫野市	II-3	0.73	0.75	0.76
春日市	III-3	0.73	0.76	0.76
太宰府市	II-3	0.70	0.72	0.72
北九州市	政令指定都市	0.69	0.71	0.71
古賀市	II-3	0.66	0.66	0.69
久留米市	特例市	0.71	0.70	0.68
筑後市	I-1	0.68	0.69	0.67
小郡市	II-1	0.68	0.68	0.67
宮若市	I-1	0.63	0.65	0.66
行橋市	II-1	0.64	0.66	0.66
糸織市	II-1	0.62	0.63	0.63
朝倉市	II-1	0.61	0.63	0.61
直方市	II-3	0.56	0.58	0.59
福津市	II-1	0.59	0.60	0.58
大川市	I-1	0.58	0.58	0.57
大牟田市	III-3	0.53	0.54	0.54
飯塚市	III-3	0.52	0.53	0.53
豊前市	I-1	0.51	0.52	0.52
糸島市(前原市)	II-1	0.56		0.52
中間市	I-3	0.46	0.48	0.48
柳川市	II-1	0.49	0.50	0.48
みやま市	I-0	0.42	0.44	0.44
田川市	III-3	0.40	0.40	0.40
うきは市	I-0	0.41	0.42	0.40
八女市	I-1	0.51	0.52	0.36
嘉穂市	I-1	0.27	0.28	0.27